

県南広域振興局長告示第61号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業所の名称及び所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成21年4月17日

県南広域振興局長 勝 部 修

1 居宅介護

事業所番号	事業所の名称		事業所の所在地		変更年月日
	変更前	変更後	変更前	変更後	
0310900055	総合福祉ツクイ	ツクイー関	一関市萩荘字金ヶ崎18番地1	一関市東五代6番30号	平成21年2月15日

2 重度訪問介護

事業所番号	事業所の名称		事業所の所在地		変更年月日
	変更前	変更後	変更前	変更後	
0310900055	総合福祉ツクイ	ツクイー関	一関市萩荘字金ヶ崎18番地1	一関市東五代6番30号	平成21年2月15日